

【評価項目、評価基準及び配点】

	評 価 項 目	評 価 基 準	配 点
企 業 の 施 工 能 力	①同種工事の公共工事の施工実績（注1） 公告日以前の過去5年間に完成した公共工事での同種工事の元請けとして施工した実績を評価する。 ※公告日以前の過去5年間とは、平成18年7月29日から平成23年7月28日までをいう。	国等・県等で施工実績あり	15
		市町村で施工実績あり	10
		実績なし	0
	②工事成績評点 公告日が属する年度及び直近の過去2ヵ年度に契約を締結し、公告日以前に完成した千葉県発注の土木一式工事の工事成績評定点の平均点により評価する。 ※公告日が属する年度及び直近の過去2ヵ年度とは、平成21年4月1日から平成23年7月28日までをいう。	80点以上	20
		75点以上80点未満	15
		70点以上75点未満	10
		65点以上70点未満	5
		実績なし	0
	③事故及び不誠実な行為（注2） 公告日以前の過去2年間に完成した印西市の発注における事故及び不誠実な行為の有無を評価する。 ※公告日以前の過去2年間とは、平成21年7月29日から平成23年7月28日までをいう。	該当なし	0
		文書注意あり	-5
		6ヶ月未満の指名停止あり	-10
	④ISO認証取得（注3） 公告日におけるISO9001及びISO14001の認証取得の有無を評価する。	6ヶ月以上の指名停止あり	-15
		双方認証取得あり	5
いずれかの認証取得あり		3	
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	⑤配置予定技術者の資格（注4） 公告日における配置予定技術者の1級土木施工管理技士以外の保有資格を評価する。	いずれの認証取得なし	0
		その他資格あり	10
	⑥配置予定技術者の施工経験（注5） 公告日以前の過去5年間に完成した公共工事での同種工事の監理（主任）技術者又は現場代理人として施工した経験を評価する。 ※公告日以前の過去5年間とは、平成18年7月29日から平成23年7月28日までをいう。	その他資格なし	0
		国等・県等で施工実績あり	15
		市町村で施工実績あり	10
	⑦継続教育（CPD）の取組状況 各団体の推奨単位以上の証明を評価する。	実績なし	0
		証明あり	5
地 域 精 通 度	⑧印西市内の公共工事の施工実績（注6） 公告日以前の過去5年間に完成した印西市内での公共工事の元請けとしての施工実績を評価する。 ※公告日以前の過去5年間とは、平成18年7月29日から平成23年7月28日までをいう。	証明なし	0
		施工実績あり	5
	⑨本・支店の所在地 公告日における入札参加者の本店・本社（本店等）又は支店・支社・営業所（支店等）の所在地を評価する。	施工実績なし	0
		印西市内に本店等あり	10
		印西市内に支店等あり	5
地 域 貢 献 度	⑩災害対策に関する協定（注7） 公告日における印西市との災害対策に関する業務基本協定の締結の有無を評価する。	いずれも印西市内になし	0
		協定締結あり	10
	⑪地域特有貢献度（注8） 下記(1)～(4)の地域特有貢献の取組み状況を評価する。	協定締結なし	0
		4～3項目が該当	5
(1) 地域美化活動ボランティア実績	公告日以前の過去2年間における活動実績を評価する。	2～1項目が該当	3
(2) 障害者雇用促進 (3) 高齢者雇用促進 (4) 女性雇用促進	公告日における雇用状況を評価する。	該当なし	0

注1 公共工事とは、国等（国土交通省、他省庁、公団等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関））の発注工事、県等（都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市）の発注工事、市町村の発注工事を指す。また、同種工事とは、開削工法による公共下水道本管の布設工事を施工した工事をいう。

注2 印西市以外の発注工事等に起因して指名停止の措置を行った場合は、印西市発注の工事と同様に評価する。

注3 ISOの認証取得については、(財)日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

注4 1級土木施工管理技士以外の保有資格を評価する。（技術士(建設部門・上下水道部門)、第二種下水道技術者検定合格者)

注5 同種工事とは、上記注1の工事をいう。

注6 旧印旛村、旧本埜村の施工実績も対象とする。

注7 地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定を対象とする。

注8 企業として取り組んだボランティア活動は評価対象とするが、職制を離れて個人的に参加したボランティア活動は、評価対象としない。

雇用促進に係る項目については、申請日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、役員を除くものとする。また、高年齢とは、申請日において満65歳以上の者をいう。